

議案第 27 号『流山市特別職の職員及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定』について、修正可決となりました。それを支持する立場で討論を行います。

本市における公金横領事件は、30 年前に 1 度発生して以来、5 年前に 1 度、そして今回で 3 度目。とりわけ 5 年間で 2 度発生している事態は、一職員の意識の欠如だけにとどめたり、問題を矮小化してはいけません。行政処分を受けた職員の中には、市民の前で自主防犯パトロールについての出前講座をしていました。また別の方は、5 年前の横領事件時、人事課長として、調査担当であり、第 3 者委員会の事務局的存在です。当時、10 分の 1、1 月間という市長の減額報酬を議案にまとめ、市議会委員会で説明員も担いました。それらのことから、同僚としても、職場としても、役所組織としても由々しき事態を共有しつつ、前を向いて、本気になって、再発防止と市民からの信頼回復へ、全庁一丸となることが欠かせません。

その一環として、市長自らが任命責任として処分をされることは当然ですが、その内容が市民から「甘い処分」とみられないことが何よりも重要です。

今回、第 3 者委員会も開催せず、関係者からの聞き取り調査もこれで終わりとなっています。出張所での入金遅れについても、横領した本人の話で結論付けられています。これは本当におかしい。私も破産やヤミ金の生活相談を数多く受けてきましたが、ほぼ 100%の方が貸し借りを何度も重ねる中で金銭感覚がマヒし、気が付いたら金額が大きく、にっちもさっちもいかないとなっています。市民まつり実行委員会のお金を引き出した回数も 1 回ではありません。24 年度末から 25 年度はじめだけのことでなく、少なくとも 1 年前から小額の入金遅れが生じていたのではないのでしょうか。出張所と市民課との公金取り扱い体制からも一度に 600 万円もの公金が遅れたり、一人に聞かないとどうなっているかわからないという事態を、これで終わりするのは拙速な結論付ではないのでしょうか。少なくとも 1 年半程度は振り返り、当時の関係各位から聞き取り再調査をすること、また市民参加の第 3 者委員会も開催し、公金取り扱いの透明性を引き上げることを提案するものです。

私は、質疑を通じて「本当は他にあるのでは？」という疑念を持たざるを得ませんでしたし、市民の厳しい意見もお聞きする中で、市職員に課す減額期間の最大値を根拠に、今回、委員会に減額処分を 3 月間から 6 月間へ延長する修正案を提出させていただきました。

減額報酬を 6 月間へ延長する効果として、第 1 に、少なくとも半年間、公金横領事件への真摯な反省を全庁的に示せます。第 2 に、報酬減額の効果を、93 万 5273 円から 189 万 9218 円に引きあげられます。この結果、横領金額の大きさを特別職が身をもって感じることであり、公金マニュアルもある、厳しい処分条項もある、内部通報マニュアルもあるが、機能しなければ意味がなく、機能させるのは人だと深く心に刻むことを期待するものです。第 3 に、事件を警察に相談したのが 5 月 2 日なら、先議案として報酬減額は 6 月からとすべき案件です。それを 7 月からの 3 月間となれば、市民から「いくら頭を下げても、市長は夏冬の一時金は満額受け取れる」という批判されかねませんので、幹部が先頭に立って範を示した内容と期待するもので、議員のご賛同をいただければ幸いです。

最後に市職員のみなさん。私は、この場に立たせていただき 15 年。厳しいやり取りをさせていただく一方で、職員の助言や働く姿に多くのことを学ばせて頂いています。年々、抱

えきれないほど業務が増加しているでしょう、様々なストレスも増えているでしょう。だからと言って、不正に対して見て見ぬふりやわれ関せずという風土が漂っていませんか。トップダウンの指示だからと、思考を停止させ、公正・公平・中立までゆがめるような業務になっていませんか。職員同士、気配り・目配り・心配りができていますか。…二度と、公金横領をしない・させない・つくらないために、自分に何ができるかを再考していただくよう申し上げて、議案 27 号について、修正箇所とそれを除く原案に賛成の討論を終わります。